

	9/27	9/28	9/28
	小方	村田	井澤

平成22年9月

建設業関係団体事務局 御中

「建設業取引適正化推進月間」に関する機関誌への広報について（お願い）

初秋の頃益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記月間については、平成22年8月6日付け国総建第98号をもってお知らせしたところです。

本月間における具体的な取組については、各地方整備局並びに都道府県において行うこととなっておりますが、法令遵守の推進に向けた取組は、行政機関と建設業業界を挙げて取り組むことが肝要であり、11月の月間を間近に控え、広く周知し、その実効性を高めていきたいと考えております。

つきましては、資料を送付させていただきますので、大変恐縮ですが、貴団体が発刊する機関誌等へ紹介いただければ幸甚です。

また、10月中旬を目途に月間ポスターを貴法人あて送付させていただく予定です。その際には、大変お手数ですが、傘下会員企業への配布方よろしくお願ひいたします。

問合せ先

国土交通省総合政策局建設業課

中村、安藤

03-5253-8111（代）

（内線）24715、24718

	9/27		

11月は「建設業取引適正化推進月間」です

1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うこととしました。

2. 期間

毎年11月（平成22年11月1日～30日）

3. 主催

国土交通省、都道府県

4. 実施内容

(1) 建設企業等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、地方整備局等と都道府県が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を開催します。

(2) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、立入検査及び指導を行います。

(3) ポスターの配布・掲示等

国土交通省（本省、地方整備局等）、都道府県、市区町村において、月間ポスターを掲示します。また、建設業関係団体にポスターを配布し、会員企業への配布・掲示を依頼します。

(4) 新聞、機関誌、ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する啓発並びに月間の普及のため、建設専門紙上に月間の実施等について広報を行うとともに、業界団体の機関誌等に月間の実施等について掲載を依頼します。

また、地方整備局等及び都道府県において、ホームページを活用し、取引の適正化に関する啓発並びに月間の普及に向けた広報を行います。

(5) その他

上記のほか、地方整備局等及び都道府県において自主的な事業の実施に努めます。

※ 講習会等の開催については、各地方整備局等のホームページ等でお知らせする予定です。詳細につきましては、最寄りの地方整備局等へお問い合わせ願います。